2022年度第9回海洋安全保障シンポジウム



笹川平和財団 客員研究員 倉持一

海上自衛隊と海上保安庁

自衛隊法第八十条

内閣総理大臣は、第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。) 又は第七十八条第一項の規定による自衛隊の全部又は一部に対する出動命令があつた場合において、**特別の必要**があると認めるときは、 海上保安庁の全部又は一部を防衛大臣の**統制下に入れることができる**。

海上保安庁法第二十五条

この法律のいかなる規定も海上保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない。

海上自衛隊と海上保安庁

Q:海上自衛隊と海上保安庁の**違い**はなんですか?

A:任務の点で比較すると、**海自は、わが国に対する武力攻撃からわが国を防衛することが主たる任務**であり、必要に応じ、公共の秩序の維持にあたります(災害発生時の対応もこの公共の秩序維持の任務の一環)。

他方、**海上保安庁は、治安の維持、海上交通の安全確保、海難の救助、海上防災・海洋環境の保 全を使命**としています。

海難救助や治安の維持は海上保安庁が第一義的に対応しますが、海上保安庁では対応できない場合には、海自が対応します。このような任務分担の下、近年の不審船・テロ対応などにおいては、両者の連携が必要な状況が生起しています。このため、例えば、近年、海自と海上保安庁は不審船の追尾捕捉共同訓練を行い、また、航空機による合同捜索訓練を行うなど、緊密な連携をとっています。

海上自衛隊と海上保安庁は

平時・(グレーゾーン)・有事のステークホルダーである

各種規定などの含意

フレンドシップ

パートナーシップ

ナ ステークホルダー

ステークホルダー (stakeholder) の定義

そのグループからの支援がなければ 当該組織が存続し得ないようなグループ

ステークホルダー(stakeholder)の定義

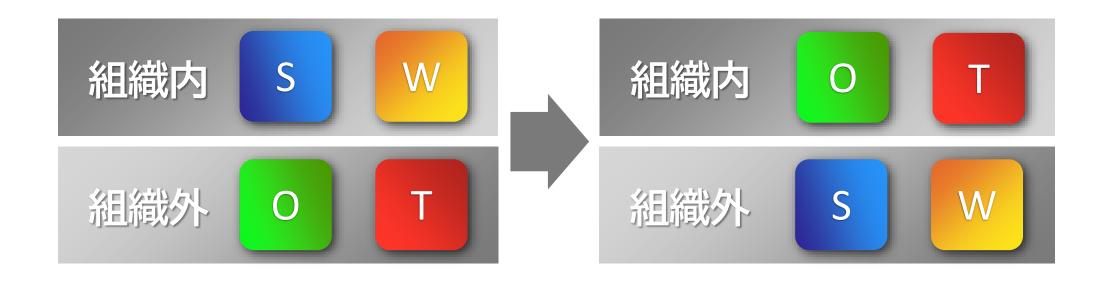
課題|組織間関係をステークホルダー化させる

組織間関係をステークホルダー化させる フレームワーク

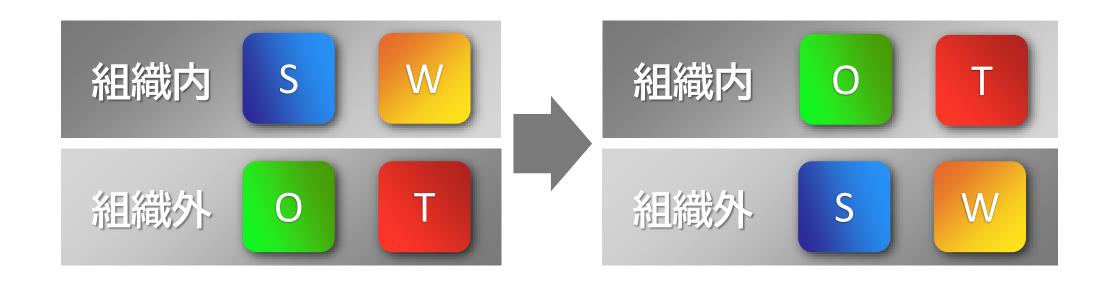




新たな発想|強みは組織外にある



ステークホルダー化させる発想の転換



相手組織の強み(ヒト・モノ・カネ・情報・ノウハウ) を自組織がいつでも有効に使える状態にすること

海洋安全保障における軍事と警察の関係における課題

相手組織の強み(ヒト・モノ・カネ・情報・ノウハウ) を自組織がいつでも有効に使える状態にすること

これをしたくて中国は(強引な策とも言えるが)

海警局を武警隷下に編入した

中国が見せた解決策

相手組織の強み(ヒト・モノ・カネ・情報・ノウハウ) を自組織がいつでも有効に使える状態にすること

海上自衛隊の強み(資産)・海上保安庁の強み(資産) の理解・把握と相互利活用が第一歩

日本の課題